

水戸市テレワーク導入促進補助金

市内に事業所を構える中小企業者のみなさまへ
テレワーク導入のために必要な電子機器等の購入費用に対し

最大30万円を補助します！

補助金の交付を受けた事業所については、水戸市のホームページにて
テレワーク推進事業者として掲載させていただきます。



◎補助対象者

市内に事業所があり、新たにテレワーク（事業所以外の場所において業務を行うための勤務形態）を導入する中小企業者。

◎補助対象経費



- (1) webカメラ、ヘッドセット、Wi-Fi機器等の設備の購入に係る費用
- (2) ソフトウェアの購入に係る費用
- (3) その他（PC本体、スマートフォン等のテレワーク以外の業務にも使用できるものは含まれません）

対象項目の詳細は水戸市商工課中小企業振興係までお問合せください。

※本補助金で対象となるのは導入時にかかる費用のみであり、導入後に発生する月額利用料金等は含まれません。

◎補助金額

補助対象経費の2分の1（最大30万円）

※1,000未満の端数が生じた際には切り捨てとなります。

(例) webカメラ5台 10万円 + ヘッドセット5個 3万5千円 + ソフトウェア 10万円 = 23万5千円

1/2

(補助額) 11万7,000円



◎お問い合わせ

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番地1号
水戸市産業経済部 商工課 中小企業振興係
Tel:029-232-9185（直通）Fax:029-232-9232

制度の詳細は
こちらから

<https://www.city.mito.lg.jp/page/123667.html>



◎補助事業の流れ

1. お申込み



2. 内容の審査



3. 交付決定



4. 実績報告、補助金額決定



5. 補助金請求、振込



6. 経過報告（1年後）

◎必要書類

- (1) テレワーク導入促進補助金交付申請書
- (2) 実施計画書
- (3) 定款、登記事項証明書など、市内で事業を営んでいることがわかる資料
- (4) 市税等完納証明書
- (5) 見積書（補助対象経費に記載したもの全て）
- (6) 製品のカatalogや仕様書など、導入する設備の内容がわかる書類

◎注意事項

事前に以下の条件に当てはまることをご確認ください。

- (1) 市税を滞納していないこと
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律第2条に規定する業種でないこと
- (3) 水戸市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2に規定する合力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと